

福岡県立宗像高等学校「ICT 活用の手引」初版（令和 4 年 8 月）

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 端末使用の際のルール及び注意点

- ・端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- ・端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- ・学習や学校の教育活動に関係のない目的では使わないこと。
- ・授業外での活用は、必ず担当職員に相談をし、個人の判断で勝手に利用しないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- ・これからのインターネット社会では、第一の原則として「自分の個人情報は自分で守る」必要がある。このことを十分に理解しておくこと。それと同等に「他人の情報」についても本人の了承なく漏らすことは絶対に行ってはならない。
- ・自分のアカウント・パスワードは、インターネット上での個人証明のようなものであるため、第三者に知られることのないように厳重に管理すること。
- ・原則としてアカウントやパスワードが書かれた記録用紙等は速やかに処分すること。
- ・忘れないように保持しておく場合はアカウントとパスワードを別の紙にするなど適切に管理すること。

3 端末・インターネットの特性および個人情報の取り扱い

- ・本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- ・インターネットを通じたコミュニケーションの特質を踏まえて端末の利用をすること。

「特質の一例」

- 一度書き込んだ内容や、投稿した画像などは完全に消し去ることはできないこと
- 「話し言葉」と「書き言葉」の受け取られ方が大きく違うこと
- 実生活とは比べ物にならないほど多様な人々の目に触れていること
- 多様性を理解し、差別や誹謗中傷につながる恐れがないか、立場の異なる複数の目で確認し、内容を検討するなどして発信前に十分に配慮すること

- ・インターネット上に自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を絶対に書き込まないこと。
- ・誹謗中傷等やネット上の差別情報、またはそれにつながるような情報にふれた際は、速やかに学校へ相談すること。

4 健康面への配慮

- ・端末を使用する際には良い姿勢を保ち目と端末画面の間の距離を最低 30cm 離すこと。
- ・長時間継続して画面を見ないように、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- ・端末の故障、破損、紛失・盗難等があった場合は、速やかに学校へ連絡すること。
- ・上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ・ネットトラブルに関しては、本校又は次の相談窓口にご相談すること。
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）

6 その他

- ・教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施する場合があること。
- ・ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、できるだけ速やかに通常の学習活動への復帰に向けて措置を行うこと。
- ・ICTに関わる状況は時々刻々と変化していくため、年度の途中であっても内容の加除修正を随時行う。最新のものについては準備が整い次第本校ホームページに掲載を行うので、随時確認を行うこと。